

# 株式会社ヒトココチ 休眠預金等活用事業に係る賃金規程

2020年4月30日 施行

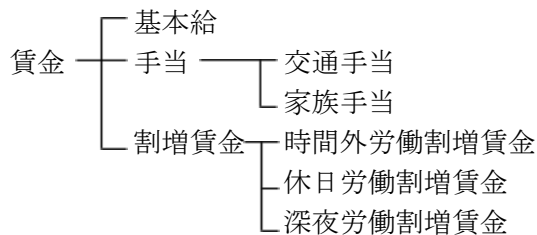
2020年6月25日 改定

## (目的)

第1条 この賃金規程は、株式会社ヒトココチ休眠預金活用事業に係る規程（2020年4月30日）第14条に基づいて、労働者の賃金に関する事項を定めるものである。

## (賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次のとおりとする。



## (基本給)

第3条 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、各人ごとに定める。

2. パートタイム労働者の基本給は、各人ごとに時間額を定めて支給する。

## (交通手当)

第4条 交通手当は、次の基準に従い支給する。

区分	片道の通勤距離	月額
マイカー・自転車	10キロメートル未満	4,500円
	10キロメートル以上	7,100円
電車・バス		4,500円
徒歩		支給しない

## (家族手当)

第5条 家族手当は、次の家族を扶養している労働者に対し支給する。

家族	月額
18歳未満の子	1人につき6,000円

## (割増賃金)

第6条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(イ) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働45時間以下…25%
- ② 時間外労働45時間超60時間以下…35%

- ③ 時間外労働60時間超…50%
- ④ ③の時間外労働のうち代替休暇を取得した時間…35%（残り15%の割増賃金は代替休暇に充当する。）

(ロ) 1年間の時間外労働の時間数が360時間を超えた部分については、40%とする。  
この場合の1年は毎年1月1日を起算日とする。

(ハ) 時間外労働に対する割増賃金の計算において、上記(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する時間外労働の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。

2. 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

(イ) 月給制の場合

① 時間外労働の割増賃金

(時間外労働が1か月45時間以下の部分)

$$\frac{\text{基本給} + \text{交通手当} + \text{家族手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月45時間超60時間以下の部分)

$$\frac{\text{基本給} + \text{交通手当} + \text{家族手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月60時間を超える部分)

$$\frac{\text{基本給} + \text{交通手当} + \text{家族手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.50 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1年360時間を超える部分)

$$\frac{\text{基本給} + \text{交通手当} + \text{家族手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.40 \times \text{時間外労働の時間数}$$

② 休日労働の割増賃金

$$\frac{\text{基本給} + \text{交通手当} + \text{家族手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

③ 深夜労働の割増賃金

$$\frac{\text{基本給} + \text{交通手当} + \text{家族手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

(ロ) 時間給制の場合

① 時間外労働の割増賃金

(時間外労働が1か月45時間以下の部分)

$$\text{基本給} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月45時間超60時間以下の部分)

$$\text{基本給} \times 1.35 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1か月60時間を超える部分)

$$\text{基本給} \times 1.50 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(時間外労働が1年360時間を超える部分)

$$\text{基本給} \times 1.40 \times \text{時間外労働の時間数}$$

② 休日労働の割増賃金

$$\text{基本給} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

③ 深夜労働の割増賃金

$$\text{基本給} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

3. 前項の1か月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間の所定休日数}) \times \text{1日の所定労働時間}}{12}$$

(休暇等の賃金)

第7条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2. 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間及び子の看護休暇期間、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。

(臨時休業の賃金)

第8条 会社側の都合により、所定労働日に労働者を休業させた場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金については労働基準法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

(欠勤等の扱い)

第9条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

2. 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は次のとおりとする。

(イ) 月給制の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{交通手当} + \text{家族手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数 (第6条3項の算式により計算する。)}}$$

(ロ) 時間給制の場合

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1日の所定労働時間数}}$$

(賃金の計算期間及び支払日)

第10条 賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その翌日に繰り下げて支払う。

2. 前項の計算期間の途中で採用された労働者又は退職した労働者については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払と控除)

第11条 賃金は、労働者に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2. 前項について、労働者が同意した場合は、労働者本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振り込むことにより賃金を支払う。
3. 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(昇給)

第12条 昇給は、勤務成績その他が良好な労働者について、毎年4月1日をもって行うものとする。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

2. 顕著な業績が認められた労働者については、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。
3. 昇給額は、労働者の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

第13条 賞与は、原則として、次の算定対象期間に在籍した労働者に対し、会社の業績等を勘案して次の支給日に支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

算定対象期間	支給日
4月1日から9月30日まで	9月30日

2. 前項の賞与の額は、会社の業績及び労働者の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

(適用除外)

第14条 パートタイム労働者には、第4条、第5条及び第13条の規定は適用しない。

附則

第1条 この規則は、2020年4月30日から施行する。